

# 「わかやま食育応援隊」実施要領

## 1. 趣 旨

県民運動としての食育を着実かつ実効性のある取り組みとするため、食育活動を行うために必要な知識・技術・経験をもち、食育活動に協力・支援いただける個人、団体、企業を「わかやま食育応援隊」として県に登録し、その情報を広く提供することにより、学校・地域における食育関係者による連携や継続的かつ主体的な食育活動の展開を支援する。

## 2. 食育応援隊の要件

食育応援隊は、食育ボランティアと食育サポート企業により構成し、それぞれ次の各号の要件を満たしているものとする。

### (1) 食育ボランティア

- ① 食育活動を行うために必要な知識・技術・経験をもち、学校や保育所、地域活動の場において、「食育」ボランティア活動を行う個人及び団体
- ② 和歌山県内に居住又は勤務する18歳以上の個人及び県内で活動している団体
- ③ 氏名、連絡先等を掲載した名簿を果樹園芸課、各振興局農業水産振興課に備え付けること及び登録の概要、活動内容等を和歌山県ホームページ等に掲載することに同意が得られること。

ただし、県ホームページ等への掲載内容については、氏名（団体名）、在住（勤務）市町村（又は所在地市町村）名、連絡先、活動分野、活動内容及び活動地域以外の項目は、同意を得た項目に限るものとする。

### (2) 食育サポート企業

- ① 食育活動を行うために必要な知識・技術・経験をもち、学校や保育所、地域に対し、食育活動に支援・協力をする企業（営利を目的とする活動は除く。）
- ② 自社の社会活動として食育に取り組みをする企業
- ③ 和歌山県内に事業所のある企業（本社に限らず営業所等も含む。）  
農協、漁協等の協同組合
- ④ 企業名、連絡先等を掲載した名簿を果樹園芸課、各振興局農業水産振興課に備え付けること及び登録の概要、活動内容等を和歌山県ホームページ等に掲載することに同意が得られること。

ただし、県ホームページ等への掲載内容については、企業名、所在地市町村名、連絡

先、活動分野、活動内容及び活動地域以外の項目は、同意を得た項目に限るものとする。

### 3. 活動分野及び活動内容

活動分野	活 動 内 容
①地産地消と食文化の伝承	・食文化、郷土食、地域農産物に関する話 ・地域伝承料理、地域食材を使った調理 ・食文化を生かした農林水産加工実習 他
②農業等生産	・農林水産業、生産の話 ・農産物栽培の指導 ・農業、漁業体験の受け入れ 他
③食生活と健康、栄養	・食生活や栄養の話、料理講習 ・食事バランスガイドの説明 ・食生活改善、生活習慣病予防講習会 他
④食品の流通、加工・製造	・食品流通の話 ・食品の加工技術、製造方法の話 ・施設見学の受け入れ 他
⑤上記以外の食に関する分野	・上記以外の食育に関する内容

### 4. 食育応援隊の募集期間及び登録等

- (1) 食育応援隊の募集期間は通年とする。
- (2) 登録を希望する個人、団体、企業は、わかやま食育応援隊登録申込書（別添様式1、2、3）を県に提出するものとする。
- (3) 県は、提出のあった個人、団体、企業が、2の要件に該当するか審査し、該当する場合は食育応援隊として登録する。
- (4) 県は、食育応援隊名簿を果樹園芸課、各振興局農業水産振興課に備え付けるとともに、県ホームページに掲載する。
- (5) 登録内容に変更が生じた場合は、「わかやま食育応援隊」登録の変更届（別添様式4）を県に提出するものとする。
- (6) 登録を辞退しようとするときは、「わかやま食育応援隊」登録の辞退届（別添様式5）を県に提出するものとする。
- (7) 県は、必要に応じ登録した食育応援隊の活動状況を調査できるものとし、2の要件に該当しないことが明らかになった場合は登録を削除するものとする。

## 5. 活動依頼

- (1) 応援隊の活動を希望するものは、活動依頼書（別添様式6）を食育応援隊に提出するものとする。
- (2) 食育応援隊の活動は、原則無償とするが、実習等に係る材料費、交通費等の経費負担を伴うものについては、関係者間で事前に十分協議するものとする。

## 6. 実績報告

活動を終了した食育応援隊は、県に実績報告書（別添様式7）を提出するものとする。

## 7. 各種問合せ、登録申込み及び実績報告書提出先

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
県庁果樹園芸課（事務局）	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	TEL 073-441-2900 FAX 073-441-2909
海草振興局農業水産振興課	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	TEL 073-441-3380 FAX 073-441-3476
那賀振興局農業水産振興課	〒649-6223 岩出市高塚209	TEL 0736-61-0025 FAX 0736-61-1514
伊都振興局農業水産振興課	〒648-8541 橋本市市脇4丁目5-8	TEL 0736-33-4930 FAX 0736-33-4931
有田振興局農業水産振興課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	TEL 0737-64-1273 FAX 0737-64-1274
日高振興局農業水産振興課	〒644-0011 御坊市湯川町財部651	TEL 0738-24-2930 FAX 0738-24-2901
西牟婁振興局農業水産振興課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	TEL 0739-26-7941 FAX 0739-26-7945
東牟婁振興局農業水産振興課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	TEL 0735-21-9632 FAX 0735-21-9642